

# 第4種宮之浦漁港における ① 放置等禁止区域 ② プレジャーボート係留指定施設 指定のお知らせ

宮之浦漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート用係留指定施設を指定しました。  
今後、プレジャーボートを係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

## ① 放置等禁止区域について

漁港漁場整備法の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	漁船を除く船舶
放置等禁止区域	図に示す南防波堤と北防波堤を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

## ② プレジャーボート係留用施設について

宮崎県漁港管理条例の規定により、プレジャーボートが使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要ですので、串間土木事務所へお問い合わせください。

(電話:0987-72-0134)

指定物件	プレジャーボート 主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等で、漁船や遊漁船を除く
係留指定施設	図に示すプレジャーボート係留指定施設



違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるのでご注意ください。

なお、指定は平成25年4月1日より適用します。

宮崎県知事